

やぶを減らせば、イノシシも減る！

集落に出没するイノシシを減らすためにできることは、捕獲ではありません。地域全体で協力して、イノシシを減らしましょう。

イノシシにとっての“やぶ”とは？



休息場所



出産・子育て場所



集落への進入路

イノシシにとって“やぶ”は、安心できる重要な環境です。“やぶ”を減らすことで、集落への定着、侵入を防ぐことができます。また、出産や子育てをする場所を減らせば、集落や周辺の生息数を減らすことができます。

まずは自宅の周辺を自分で、広い範囲は地域で協力して、定期的に刈払いをしましょう。同時に放棄果樹や生ごみなどの“えさ”も減らせば、さらに効果的です。

詳しい内容やご相談は、産業部農林課へお問い合わせください。☎産業部 農林課 81-2511

高病原性鳥インフルエンザ にご注意ください

国内で高病原性鳥インフルエンザの事例が多く発生しています。この病気は普段の生活では人に感染しないと考えられていますが、渡り鳥によって持ち込まれ、野鳥や野生動物などを介して飼育されている鶏などへ感染が拡大していきます。

次の点に注意してください。

●野鳥が近くにいた場合

- ・死亡した野鳥などには素手で触らない。
- ・野鳥に近づき過ぎない（靴で野鳥のふんを踏まない）。
- ・不用意に野鳥を追い立て捕まえない。

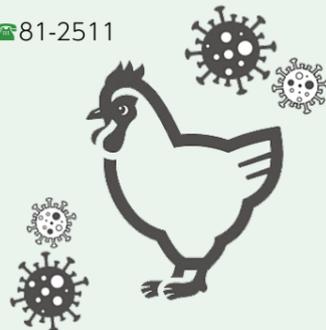
●鶏などを飼育されている方

- ・飼育小屋やその周辺を清潔に保ち、世話をした後には手洗いやうがいを行う。

- ・飼育小屋の隙間をふさぎ、野鳥や野生動物と接触させない。
- ・世話をするときには衣服や靴の交換、十分な消毒を行う。

☎産業部 農林課 81-2511

市ホームページ



田村の極 田村市ブランド 第2回 製品・取扱店を募集



福島県田村市ブランド認証品

田村の極

市内で生産される地域製品について、「田村市ブランド製品」として重点的に支援することで、市全体のイメージアップ、流通拡大と観光資源化による地域産業の活性化につなげるため、地域製品の提供にご協力いただける製品生産・加工事業者と認証されたブランド製品を販売する取扱店を募集します。

募集期間

3月1日（月）～4月30日（金）
受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

認証審査

- ・申請書類を確認後、田村市ブランド製品認証委員会で認証の可否を審査します。
 - ・製品が認証された場合、ブランド製品認証シールを貼付することができます。
 - ・取扱店が認証された場合、ブランド製品取扱店の認証ステッカーを掲示することができます。
- ※シール・ステッカーは市が配付します。

申込方法

次の書類を各受付窓口へ提出してください。

【製品】受付窓口：産業部 農林課

- ・田村市ブランド製品認証申請書
- ・会社の概要などが分かる書類
- ・食品衛生法による営業許可などの写し
- ・市税の完納を証する書類（納税証明書）
- ・使用している全ての原材料と加工工程が分かる書類
- ・市内で事業を営んでいることを証する書類

【取扱店】受付窓口：産業部 商工課

- ・田村市ブランド製品取扱店認証申請書
- ・店舗の図面と外観写真
- ・営業許可などの写し
- ・市税の完納を証する書類（納税証明書）
- ・市内で事業を営んでいることを証する書類

製品事業者・取扱店のメリット

- ・市ホームページでブランド製品・取扱店の名称などを掲載します。
- ・市が作成するパンフレットにブランド製品・取扱店の名称などを掲載します。
- ・ブランド製品は認証シールを貼付することで、他の製品と差別化・高付加価値化できます。
- ・取扱店は認証ステッカーを掲示し、ブランド製品を広くPRできます。

☎・申【製品】産業部 農林課 81-2511
【取扱店】産業部 商工課 82-6677

第2弾 田村市 事業持続化支援金交付事業

新型コロナウイルスの再拡大などの影響を受け、売上が減少した事業者に対し「田村市事業持続化支援金第2弾」を交付します。

●対象者

市内に事業所などを有する事業者で、次の事業を営む方

<対象事業者>

卸売業、小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、食料品製造業

●交付要件

2年12月～3年1月のいずれか1カ月の売上が前年同月と比較し、30%以上減少していて、かつ、10万円以上減少していること。

※元年度台風19号の直接的な被害に遭われた事業者は、比較月を前々年同月とすることができます。

●交付金額

売上の減少額に応じて支給します。（申請は一回限り）

売上の減少額	交付額
月額 10万円以上～50万円未満	100,000円
月額 50万円以上～100万円未満	200,000円
月額 100万円以上	300,000円

詳しい内容は、お問い合わせください。

☎・申産業部 商工課 82-6677